

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年8月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900029号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900012号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を111万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年12月20日の標準賞与額を123万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日の標準賞与額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月20日

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された2007年冬期賞与(以下「賞与支払明細書」という。)及びA社から提出された2007年冬期賞与個人別一覧(以下「賞与個人別一覧」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、111万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月20日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては、当時の資料等がなく不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により、賞与額に見合う標準賞与額は、前述1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び賞与個人別一覧により確認できる賞与額から、123万3,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（111万7,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900025号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1900004号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和60年3月まで

私は、父から請求期間の国民年金保険料が未納であることを指摘されたので、車の部品購入資金として貯めていたお金で一括して保険料を支払うことにして、父を車に乗せてA銀行のB出張所又はC出張所に行き、その際、父は、その保険料を納付し、車で待っていた私に保険料を支払ってきたと言っていた。

しかしながら、「消えた年金問題」の時に、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっていることが分かり、父に用意してもらった書類を日本年金機構へ送付して、請求期間の記録について照会した。その後、連絡がなかなか来ないので、同機構に電話で問い合わせたところ、「確認した。処理が殺到しているので時間がかかるが、ちゃんと処理します。」という返事があり、記録訂正されたものと安心していたが、請求期間の保険料が未納のままになっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、一括して納付したと主張しているが、国民年金の加入手続については誰がいつ行ったか分からないと陳述し、請求期間の保険料の納付時期及び納付金額に関する具体的な記憶もない上、請求期間の保険料を納付したとする請求者の父は高齢であるため、当時の状況を聴取することが困難であることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年5月22日に社会保険事務所(当時)からD市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号の後の被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年5月又は同年6月頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点を基準にすると、請求期間のうち、昭和58年*月から同年3月までの期間については、時

効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、請求者が請求期間の記録について照会した際に日本年金機構へ送付したとしている書類については、日本年金機構E広域事務センターに照会したが、確認することができなかつた。